大通達甲(少年)第5号 平成15年7月25日

		-
簿 冊 名	例	規
保存期間	常	用

本部各課・所・隊長

警察学校長 殿

各 警 察 署 長

生 活 安 全 部 長

「街頭補導活動の日」の設定について(依命通達)

週末に不良行為少年が増加している現状にかんがみ、県下一斉の「街頭補導活動の日」を下記のとおり指定し、週末における街頭補導活動を強化することとしたので、関係機関、 団体、少年警察ボランティア等と連携し、効果的な活動を推進してください。

記

1 目的

週末に県下一斉の街頭補導活動日を定め、重点的な街頭補導活動を実施することにより、年々増加する不良行為少年を早期に発見し、早期に対応するとともに、少年の非行防止の気運を醸成し、地域における街頭補導活動の定着を図ることを目的とする。

- 2 街頭補導活動の日の指定 毎月第3金曜日を「街頭補導活動の日」とする。
- 3 街頭補導活動の日の活動要領
- (1) たまり場等における街頭補導活動の強化

公園、駅、風俗営業及び性風俗特殊営業の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、カラオケボックス、コンビニエンスストア並びにその周辺、その他の少年の非行が行われやすい場所及び少年のたまり場となりやすい場所における重点的な街頭補導活動を実施すること。

(2) 関係機関、団体等との連携

関係機関、団体、少年警察ボランティア等との連携の下、合同による街頭補導活動を実施するなど、警察と地域が一体となった活動を実施すること。

(少年課少年係)